

令和2年2月市議会総務委員会資料

第34号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

目次

条例改正の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・	1ページ
条例新旧対照表	・・・・・・・・・・・・・・・・	2ページ

総 務 部

令 和 2 年 2 月



## 職員のサービスの宣誓に関する条例の改正の概要

### 1 改正の理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、当該職員のサービスの宣誓に係る規定を整備したい。

### 2 改正の内容

会計年度任用職員については、地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことが望ましいことから、サービスの宣誓について任命権者による別段の定めをすることができるよう規定を追加するもの。

#### 【地方公務員法・抜粋】

(サービスの宣誓)

第31条 職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

#### 【令和2年1月17日付 総務省自治行政局公務員部公務員課長通知・抜粋】

会計年度任用職員については、制度導入前の任用形態や任用手続きが様々であることに鑑みれば、地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことが望ましい。

#### 【令和2年1月20日付 一般財団法人自治体国際化協会事務局長通知・抜粋】

##### 1 JETプログラム\*参加者への対応の考え方

JETプログラムにおいては、JETプログラム参加者の円滑なあっせん・受入のため、任用の際のサービスや勤務条件に関する同意書への署名をもってサービスの宣誓を行ったものとする取扱いについて、全国統一的に進めることとする。

(問) なぜ、JETプログラムにおいて、任用の際のサービスや勤務条件に関する同意書への署名をもってサービスの宣誓を行ったものとする必要があるのか。

(回答) JETプログラム参加者の負担軽減や任用団体の事務の簡素化といった観点から、任用の際のサービスや勤務条件に関する同意書への署名をもってサービスの宣誓を行ったものとするのが望ましいものと考えています。

また、サービスについては全国的に統一した取扱いとすることが、JETプログラム参加者の円滑なあっせん・受入の観点で望ましいことから、職員のサービスの宣誓に関する条例の改正等による対応を積極的にご検討いただきますようお願いいたします。

(※ JETプログラム…語学指導等を行う外国青年招致事業)

### 3 施行日

令和2年4月1日

職員の服務の宣誓に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>第1条 略 (職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書(別記様式)に署名してからでなければその職務を行つてはならない。</p> <p>第3条 略</p>	<p>第1条 略 (職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書(別記様式)に署名してからでなければその職務を行つてはならない。</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p> <p>第3条 略</p>

参考：宣誓書(別記様式)

宣 誓 書		
<p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、市民の信頼に応えるよう、地方自治の本旨にのっとり公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚するとともに、法令を遵守し、全体の奉仕者として公共の利益のため誠実かつ公正に職務を遂行することを固く誓います。</p>		
年	月	日
	氏 名	Ⓔ